

保団連第 49 回定期大会 発言通告用紙

協会・医会名 千葉県保険医協会	氏 名 中村 誠二
文書発言	
発言テーマ	金パラ価格高騰の緊急対応を。国家賠償法に基づく損害賠償請求を視野に入れて取り組んではどうか。
<p>発言内容</p> <p>千葉協会では、10月23日、12月11日の2日間にわたり、金パラの市場実勢価格の高騰にともなう歯科医療機関での「逆ザヤ」問題等の解消を求めて、小西洋之参議院議員（千葉選挙区・立憲）の仲介で厚労省要請を実施した。今回の要請にあたっては東京歯科協会の中川理事、福岡歯科協会の杉山副会長、保団連事務局にも全面的にご協力いただいた。この場を借りて御礼申し上げます。</p> <p>千葉協会では2019年4月から5月にかけて「2019年緊急・歯科金パラ価格アンケート」を実施した。厚労省要請にはその集計結果も持参し、告示価格と実際の購入価格の乖離の現状や、「3ヵ月毎に告示価格の変更をしてほしい」、「（2019年4月の）改定がなかったことが疑問（おかしい）」、「高く買えない」、「歯科医院経営を圧迫している」、「技術料がなくなってしまう」、「金属を必要とする治療はやりたくない」、「歯科医療人として、生きることが難しいと考え出しました」、「もうパラジウムの使用は不可能となり、ほぼ全てミロに変更しています」など、会員の切実な声も届けた。また、「技工士に預ける金属の在庫がなくなっても送らない先生がいる。しわ寄せが意外なところにも出ている。モラルの問題かもしれないが見直しは必要」といった記載もあり、歯科医療を崩壊させかねない危機的な状況であることがアンケート結果から明らかになった。</p> <p>厚労省からも、「現状で金パラが『逆ザヤ』になっていることは承知している」との回答はあるものの、その解消方法については明確な回答は示されていない。保団連が従来から要請している「±5%の増減ルールの見直し」、「実勢価格との乖離が少ない措置を講じること」、「告示価格改定ルールの公開」の3点を、千葉協会としても保団連と連携して要請するとともに、この緊急事態といっても過言ではない金パラの価格高騰に対し、緊急的な措置を講じるよう強く働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>また、現在の金銀パラジウム合金の価格高騰を放置し、歯科医院に損害を与え続けることに対しては、国家賠償法に基づく損害賠償請求を視野に入れて取り組んではどうか。早急に検討いただきたい。</p>	